

広島県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十六年二月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下佐東線	山県郡安芸太田町大字穴字津都見一四二番四地先から山県郡安芸太田町大字穴字津都見一四二番四地先まで 山県郡安芸太田町大字穴字津都見二五九番一地先から山県郡安芸太田町大字穴字津都見二五九番一地先まで	平成二十六年二月十三日